

平成29年度鳥取県有機・特別栽培農産物等総合支援事業

事業の目的

有機農産物及び特別栽培農産物の生産振興を図るため生産、販売並びに消費者交流などに積極的に取り組む実践農家に対し支援する。

対象者

有機JAS認定事業者、鳥取県特別栽培農産物認証事業者、新たに鳥取県特別栽培農産物認証を取得予定の事業者



支援の内容

有機・特別栽培農産物生産技術支援事業

有機的管理で使用する機器購入費、有機・特別栽培の技術習得のために必要な経費

消費者交流・マッチング支援事業

イベント等での消費者交流、市場調査、販路開拓、制度PRを行うために必要な経費

補助率

機器購入費は事業費の1/3以内(補助金上限は総額30万円)

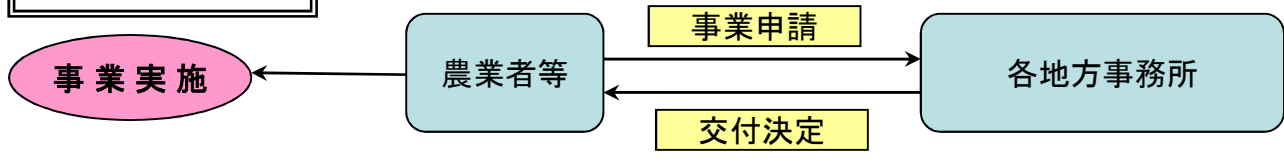
その他経費は事業費の1/2以内(補助金上限は個人10万円、法人・団体は30万円)

主な要件

有機・特別栽培農産物生産技術支援事業においては、機器購入又は技術習得が、次に掲げるいずれかの取組みに結びつくものであること

- 1 新たに鳥取県特別栽培農産物認証を取得すること
- 2 有機認定申請面積又は鳥取県特別栽培農産物認証申請面積を拡大させること
- 3 鳥取県特別栽培農産物における節減対象農薬の削減割合を向上させること
- 4 法人又は団体における有機・特別栽培農産物の栽培に係る構成員を増やすこと

事業の流れ



担当部所 電話番号

所 属	電 話
農林水産部農業振興戦略監生産振興課	0857-26-7649
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3553
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3808
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3274
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2007